

医療生協さいたま さいわい診療所

通所リハビリテーション

運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療生協さいたま生活協同組合（以下「事業者」という。）が開設する さいわい診療所 通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 さいわい診療所 通所リハビリテーション
- （2）所在地 〒332-0035 埼玉県川口市西青木 5-1-40

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （１）医師 １人以上（常勤・うち１人は管理者兼務）

医師は、通所リハビリテーション従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

- （２）従業者

- ◆リハビリテーション職員（理学療法士、作業療法士等） １人以上

理学療法士、作業療法士等は、通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを提供する。

- ◆介護職員（介護福祉士、初任者研修修了者等） ３人以上

介護職員は、リハビリテーションに伴って介助及び援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１）営業日 月曜日から土曜日及び祝日までとする。

ただし、１２月３０日から１月３日までを除く。

- （２）営業時間 月曜日から金曜日は午前８時３０分から午後５時までとする。

土曜日は午前８時３０分から午後１時までとする。

- （３）サービス提供時間 １単位目 午前９時から午後０時３０分までとする。

２単位目 午後１時から午後４時３０分までとする。

（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、３０人とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- （１）健康状態チェック

- （２）送迎

- （３）リハビリマネジメント（介護給付・介護予防給付）

- （４）短期集中個別リハビリ（介護給付）

- （５）口腔機能向上（介護給付・介護予防給付）

- （６）運動器機能向上（介護予防給付）

- （７）栄養アセスメント（介護給付・介護予防給付）

2 その他の費用として、次の号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) 紙おむつ代 1枚150円

(2) リハビリパンツ代 1枚100円

(3) 尿取りパッド代 1枚50円

(4) その他の日常生活費

・個人ごとに使用するレクリエーションおよびリハビリ訓練用品が必要になった場合 実費

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、川口市、蕨市、戸田市とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3) 体調不良等によって通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(4) 複数の利用者が同時にサービスを利用するため、他利用者の迷惑にならないようにする。

(5) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、午前利用の場合はサービス利用当日の午前8時30分まで、午後利用の場合はサービス利用当日の午前12時30分までに、当事業所へ連絡する。

(6) サービス利用日の変更を希望する場合は、早めに相談する。

(7) 所持品は自己の責任で管理する。

(8) 施設内の設備は、用法にしたがって利用する。

(9) 全館禁煙のため、喫煙を禁止する。

(10) 送迎サービスは、利用者の住まいと事業所間のみのため、途中乗車・下車、利用者の住まい以外への送迎は実施しない。

(11) 台風、積雪その他の異常気象時、インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症蔓延時、施設の保守管理時等で臨時に休業することがあります。

（緊急時等における対応方法）

第10条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理）

第12条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第13条 利用者に対する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療生協さいたま個人情報保護方針（別紙）」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療生協さいたま生活協同組合理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2023年2月1日から施行する。